

福島県借上げ住宅特例措置の取扱いが一部変更になります

現在、住民の方で自ら手続きして入居した県内の民間賃貸住宅について、平成23年5月1日以降に県との賃貸借契約に切り替え、借上げ住宅として取り扱いをしておりますが、取扱いの内容（家賃の限度額など）の一部が5月18日から変更になりますのでお知らせします。

変更点

○家賃の限度額（太字部分を追加します）

- ・月ごとの家賃等（**共益費、管理費**、駐車場料金等を含むことができる）の限度額6万円
- ・一住戸への入居人数が5名以上（乳幼児を除く）の場合は限度額9万円

○対象要件の緩和

- ・対象要件の

「**高齢者の介護、障害者や乳幼児への対応、子供の通学等の理由により、避難所等での生活が困難であると市町村が認める世帯**」

を要件から除く。

○特例措置により県の借り上げ住宅となる以前の遡及費用負担

3月11日以降の被災日以降、被災者が自ら民間賃貸住宅に入居し、県の借り上げ住宅となるまでに負担した入居に当たっての費用（敷金、礼金、仲介手数料で入居者が負担したもの）および家賃等（家賃、共益費、管理費で入居者が負担したもの）

※ 実施に際しては、5月18日を適用日とします。なお、概入居者の切り替え事務手続きは、6月1日以降、準備が整った市町村より実施する予定です。

詳しくは・・・

川内村災害対策本部 住宅班

080-5063-9425 090-9405-2195

080-5063-9338

川内村災害対策本部からのお知らせメール

川内村災害対策本部から村内の放射線量や生活支援などの情報をパソコンや携帯のメールに送信しています。

登録を希望の方は川内村ホームページから申込みください。

※また、メールでの問い合わせもできますので、ご質問がある方はホームページからお問い合わせ下さい。





村長からのメッセージ

3月11日の大震災、そして16日の避難生活から2カ月が過ぎました。この間、村民の皆様には不自由、不便なつらい生活を強いられ、精神的苦痛もピークのことと思います。誠に申し訳ございません。国や東京電力(株)によると原発が安定し事態が収束する時期は、当初示された作業工程より遅れるとの見通しがでてきており、解決までには時間が必要と思われます。「必ず戻る!」「必ず戻ることができる!」と信じ、もう少しの間、健康に注意しお互いに耐えて行きましょう。

避難生活以来、村民の住所確認、2次避難所への紹介、義援金や仮払補償金の案内、借上アパート・仮設住宅の情報発信、更には、一時帰宅の準備など全力で取り組んで参りました。今後は県外に避難されている方へのタイムリーな情報提供と地下水、土壌、農産物、樹木、牧草等の放射線レベルを測定しながら被害を受けた農林業、畜産業、商工業、製造業などの損害賠償問題に取り組んでいきたいと考えております。

5月16日には原子力損害賠償紛争審査会が文部科学省で開催され、川内村の現状を訴えて参りました。被害救済が最重点課題と認識しております。そして、復興、復旧に向けたビジョンづくりも進めております。放射線汚染対策、産業振興基盤の整備、快適な居住地の整備、道路網の整備等の計画づくりを職員共々全力で取り組んでおります。

明けない夜はありません。「失意泰然」悪い時ほど元気を出して、この難局を村民のみなさんのご意見を聞きながら乗り越えていきたいと思っております。みなさん頑張りましょう!!

かえる かわうち かわら版 No. 2



川内村災害対策本部 平成23年5月17日発行

川内村災害対策本部
TEL 024-946-3375
FAX 024-947-8531
〒963-0115
郡山市南2丁目52
ビッグパレットふくしま内



一時帰宅の様子(5月12日)

自動車検査証(車検)の有効期間の再々伸長

(平成23年5月2日東北運輸局災害対策本部発表から)

東日本大震災による影響で、福島県内にて使用の本拠の位置を有する自動車ならびに救助復旧、物資輸送等に使用されている自動車については、現在、自動車検査証(車検)の有効期間を最長で2か月間伸長しています。

しかし、下記の自動車については、未だ継続検査を受けることが困難な状況となっていることから、自動車検査証の有効期間の満了日が平成23年3月11日から平成23年6月10日までのものは、有効期間の満了日を平成23年6月11日まで再々伸長することになりました。

なお、本来、自動車を安全に、かつ、環境にやさしく使用するためには、元々の有効期間が満了する日までに継続検査を受検することが適当です。このため、有効期間が伸長された自動車であっても、受検可能なものについては、なるべく早く継続検査を受検していただきますようお知らせいたします。

<再々伸長の対象自動車>

○ 次の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車

- ・ 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村